

障害者のためにもっぱら使用する自動車に対する 自動車取得税・自動車税の減免について

県では、障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する自動車に対する自動車取得税・自動車税を減免する制度を設けています。

次の「１ 減免の対象となる障害の級別・程度」及び「２ 減免の対象となる自動車」の要件に該当する場合は、減免申請書を自動車税管理事務所又は最寄りの県税事務所に期限までに提出していただくことにより減免を受けることができます。

１ 減免の対象となる障害の級別・程度

次の表に掲げられた手帳の交付を受け、記載された障害の区分に応じた級別・程度に該当する方が減免の対象となります。

手 帳 の 種 類			障 害 の 級 別 ・ 程 度
障 害 の 区 分			
身体障害者手帳	視覚		1 級から 3 級まで、 4 級の 1
	聴覚		2 級、 3 級
	平衡機能		3 級、 5 級
	音声機能又は言語機能		3 級
	上肢		1 級、 2 級
	下肢		1 級から 7 級まで
	体幹		1 級から 3 級まで、 5 級
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢機能	1 級、 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。）
		移動機能	1 級から 7 級まで
	心臓機能		1 級、 3 級、 4 級
	じん臓機能		
	呼吸器機能		
	ぼうこう又は直腸の機能		
	小腸の機能		1 級から 4 級まで
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能		
肝臓機能			
戦傷病者手帳	視覚		特別項症から第 4 項症まで
	聴覚		
	上肢		特別項症から第 3 項症まで
	下肢		特別項症から第 6 項症（旧 7 項症）まで、 第 1 款症から第 3 款症（旧 2 款症）まで
	体幹		特別項症から第 4 項症まで
	その他		
療育手帳			A（A 1、 A 2）
精神障害者保健福祉手帳			1 級

2 減免の対象となる自動車

もっぱら障害者の方が使用する自動車（リース車を除く自家用車に限ります。）で、次の表の区分①から⑤までに該当する場合に減免の対象となります。

なお、減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、障害者の方1人について1台に限られます。

また、障害者の方が福祉施設等に入所している場合で、障害者の方と生計を一にする方が運転する自動車については、障害者の方の帰宅や通院等のために継続的に週1日以上使用していることが証明されたものに限りま。

【減免の対象となる自動車】

区分	自動車を取得（所有）する方	自動車をもっぱら運転する方
①	障害者の方	障害者の方
②		障害者の方と生計を一にする方
③	障害者の方と生計を一にする方	障害者の方
④		障害者の方と生計を一にする方
⑤	身体障害者等の方のみで構成される世帯の障害者の方	障害者の方を常時介護する方

※ 上記のうち、「障害者の方」、「障害者の方と生計を一にする方」及び「身体障害者等の方」については、それぞれ次のとおりです。

- 障害者の方

「1 減免の対象となる障害の級別・程度」に該当する方をいいます。

- 障害者の方と生計を一にする方

障害者の方と日常の生活の資を共にする方をいいます。

なお、障害者の方と同居している方や、障害者の方の住所地からおおむね半径2km以内にお住まいの親族の方については、明らかに互いに独立した生活をしていると認められる場合を除いて、「障害者の方と生計を一にする方」とする取扱いをしています。

- 身体障害者等の方

障害の級別・程度に関わらず、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているすべての方をいいます。

3 減免申請に係る手続き

(1) 必要な書類等

減免申請時に次の書類等を提出又は提示していただく必要があります。

なお、減免申請の際にご用意いただいた書類で申請内容の確認ができない場合は、この他にも書類を提出又は提示していただく場合があります。

また、身体障害者手帳など一部の書類について、複写させていただくことがあります。

【必ずご用意いただく書類等】

- ア 障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書
- イ 障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請内容確認書
- ウ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- エ 運転免許証
- オ 自動車検査証
- カ 印鑑（自動車の所有者の方のもの）

※ ア及びイは、自動車税管理事務所又は県税事務所（6 ページ）に用意してあります。

【必要に応じてご用意いただく書類等】

次のキ又はクに該当する場合は、上記のほかにもご用意いただく書類等があります。

キ 「2 減免の対象となる自動車」の区分②～④に該当し、障害者の方と別居している場合、又は、区分⑤に該当する場合

お住まいの状況に応じて、次の書類をご用意ください。

お住まいの状況		必 要 書 類
区分②～④に該当する場合	障害者の方が福祉施設等に入所していない場合	☐ 障害者の方と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど(注1)）
	障害者の方が福祉施設等に入所している場合	☐ 障害者の方と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど） ☐ 入所している施設の長が発行した証明書(注2)
区分⑤に該当する場合		☐ 福祉事務所長等が発行する常時介護証明書 〔発行されない場合は、自動車税管理事務所又は県税事務所にお問い合わせください。〕

注1 障害者の方と生計を一にする方が障害者の住所地からおおむね半径2 km 以内の場所に居住している親族の場合は、親族であることが確認できる書面（戸籍謄本など）をもって必要な書類に代えることができます。

注2 施設に証明書の発行を依頼する用紙は、自動車税管理事務所又は県税事務所に用意してあります。

ク 減免の適用を受ける自動車を切り替える場合

区 分	必 要 な 書 類
減免の適用を受けていた自動車を抹消したとき	抹消登録が確認できる書類（登録事項等証明書等）
減免の適用を受けていた自動車を譲渡したとき	自動車の譲渡先が確認できる書類 [例] ・移転登録後の自動車検査証 ・自動車販売業者が発行する下取り証明書

※ 減免の適用を受けている自動車を買替える場合は、新たに取得される自動車について改めて減免申請を行っていただく必要があります。この場合、減免申請書を提出する日までに、既に減免を受けている自動車の譲渡又は廃車等の手続きを済ませてください。

(2) 減免申請書の提出期限

区 分	提 出 期 限
新たに取得した自動車について減免申請する場合	自動車を登録した日から1月を経過する日 [例] 登録日が2月1日の場合の減免申請期限は3月1日 ※ 自動車取得税の減免は、自動車を登録した日に「1 減免の対象となる障害の級別・程度」及び「2 減免の対象となる自動車」の要件を満たしている必要があります。
既に所有している自動車の自動車税について減免申請する場合	自動車税の納税通知書に記載された納期限

※ 自動車税については、提出期限後も減免申請書を提出することができますが、この場合の減免額は、減免申請書が提出された月の翌月から月割で計算した額となります。

(3) 減免の適用要件に該当しなくなった場合又は申請内容に変更が生じた場合の届出

身体障害者手帳を福祉事務所に返却したり、住所を変更したときなど、減免の適用要件に該当しなくなった場合又は減免申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに「県税の減免に係る届出書」を自動車税管理事務所又は最寄りの県税事務所に提出してください。

また、現在の状況が減免の適用要件に該当していることを確認させていただくため、「報告書」の提出をお願いする場合があります。「報告書」が届きましたら、報告事項をご記入の上、期限までに提出してください。

◆ 「県税の減免に係る届出書」は、自動車税管理事務所又は県税事務所にご請求ください。また、県税ホームページ「県税便利帳」からダウンロードすることができます。

県税便利帳

検索

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/kenzei/>)

(4) その他

減免申請が適当と認められた場合は減免承認書を、不適当と認められた場合は減免を承認しない旨の通知書をお送りします。

また、減免申請書の内容を確認するために、住民基本台帳ネットワークシステムを使用することがあります。

4 自動車取得税・自動車税の減免額

自動車取得税	課税標準額（自動車の取得価額）で300万円（税率が3％の場合、税額で9万円）を限度として減免します。	
自動車税	年税額で45,400円を限度として減免します。	
	※ 平成27年度から、減免限度額を引き上げました。	
	平成26年度まで	平成27年度から
	45,000円	45,400円

※ 8ナンバー車で自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」と記載されているものなど一部の自動車については、上記の限度額にかかわらず、税額を全額免除します。

お知らせ

車検時における納税証明書の提示が省略できるようになりました。

平成27年4月から、国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステムを連携させることにより、車検（継続検査及び構造等変更検査）時における自動車税の納税確認が電子化されたことによるものです。

ただし、次の場合には、県が発行する納税証明書が必要となる場合がありますので、自動車税管理事務所又は県税事務所にお問い合わせください。

- ・ 減免承認書の送付を受ける前に車検を受ける場合
 - ・ 自動車税が全額免除されない自動車について、納付後すぐに車検を受ける場合
- ※ 自動車税の納付後、納付情報がシステムに反映するまでには、約10日間（クレジットカード納付の場合は約3週間）かかります。

※ 国土交通省（運輸支局等）が確認するのは、自動車税の未済の有無に関する情報のみです。（減免申請の内容にかかる情報はシステム連携の対象外です）

□ 減免に関する制度や手続のお問い合わせはこちらへ

自動車税コールセンター

午前8時30分～午後5時15分（5月中は、午後6時まで）
月～金曜（祝日、年末年始を除く）

045-973-7110（お間違えないようお願いします。）

下記の事務所でも受け付けていますので、最寄りの事務所をご利用ください。

□ 減免申請書のご提出、ご相談、変更事項の届出はこちらへ

事務所名	所在地	電話番号	主な交通機関
自動車税管理	〒232-8602 横浜市南区弘明寺町31	(045) 716-2111	横浜市営地下鉄「弘明寺駅」から徒歩8分
横 浜 駐 在	〒224-0053 〃 都筑区池辺町3562-1		J R 横浜線「鴨居駅」から徒歩20分
川 崎 駐 在	〒210-0826 川崎市川崎区塩浜3-24-2		J R 東海道線「川崎駅」からバス 「塩浜」下車徒歩7分
相 模 駐 在	〒243-0303 愛甲郡愛川町中津4075		小田急線「本厚木駅」からバス 「運輸支局入口」下車徒歩5分
湘 南 駐 在	〒254-0082 平塚市東豊田369-12		J R 東海道線「平塚駅」からバス 「湘南車検場前」下車徒歩2分
横 浜 県 税	〒231-8555 横浜市中区山下町75 神奈川自治会館 6 階	(045) 651-1471	みなとみらい線「日本大通り駅」から 徒歩5分
神 奈 川 県 税	〒221-0824 〃 神奈川区広台太田町3-8	(045) 321-5741	J R 京浜東北線「東神奈川駅」から 徒歩8分
緑 県 税	〒225-8513 〃 青葉区市ケ尾町27-5	(045) 973-1911	東急田園都市線「市が尾駅」から徒歩5分
戸 塚 県 税	〒244-0816 〃 戸塚区上倉田町449	(045) 881-3911	J R 東海道線「戸塚駅」から徒歩7分
川 崎 県 税	〒210-8562 川崎市川崎区富士見1-1-2	(044) 233-7351	京浜急行「京急川崎駅」から徒歩12分
高 津 県 税	〒213-8515 〃 高津区溝口1-6-12	(044) 833-1231	J R 南武線「武蔵溝ノ口駅」から徒歩7分
相 模 原 県 税	〒252-0381 相模原市南区相模大野6-3-1	(042) 745-1111	小田急線「相模大野駅」から徒歩10分
津 久 井 支 所	〒252-0157 〃 緑区中野937-2	(042) 784-1111	J R 横浜線「橋本駅」からバス 「相模中野」下車徒歩3分
横 須 賀 県 税	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	(046) 823-0210	京浜急行「横須賀中央駅」から徒歩10分
平 塚 県 税	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	(0463) 22-2711	J R 東海道線「平塚駅」から徒歩20分
藤 沢 県 税	〒251-8534 藤沢市鵠沼石上2-7-1	(0466) 26-2111	J R 東海道線「藤沢駅」から徒歩10分
小 田 原 県 税	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	(0465) 32-8000	J R 東海道線「小田原駅」から徒歩15分
厚 木 県 税	〒243-8522 厚木市水引2-3-1	(046) 224-1111	小田急線「本厚木駅」から徒歩15分